

平成31年第2回氷川町議会定例会会議録（第3号）

平成31年3月15日

午前10時00分開議

於 議 場

1. 議事日程（第3日目）

- 日程第 1 各常任委員会の審査報告について
- 日程第 2 議案第 4号 氷川町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 3 議案第 5号 氷川町報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 4 議案第 6号 氷川町長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 5 議案第 7号 氷川町一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例について
- 日程第 6 議案第 8号 氷川町職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 7 議案第 9号 氷川町福祉センター等条例の一部を改正する条例について
- 日程第 8 議案第10号 氷川町長寿祝金支給条例の一部を改正する条例について
- 日程第 9 議案第11号 氷川町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について
- 日程第10 議案第12号 氷川町総合振興計画策定審議会設置条例の一部を改正する条例について
- 日程第11 議案第13号 氷川町森林環境譲与税基金条例の制定について
- 日程第12 議案第14号 氷川町有住宅条例の制定について
- 日程第13 議案第15号 平成30年度氷川町一般会計補正予算（第7号）について
- 日程第14 議案第16号 平成30年度氷川町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について
- 日程第15 議案第17号 平成30年度氷川町介護保険特別会計補正予算（第4号）について
- 日程第16 議案第18号 平成30年度氷川町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について

- 日程第17 議案第19号 平成30年度氷川町下水道事業特別会計補正予算（第2号）について
- 日程第18 議案第20号 平成31年度氷川町一般会計予算について
- 日程第19 議案第21号 平成31年度氷川町国民健康保険特別会計予算について
- 日程第20 議案第22号 平成31年度氷川町介護保険特別会計予算について
- 日程第21 議案第23号 平成31年度氷川町後期高齢者医療特別会計予算について
- 日程第22 議案第24号 平成31年度氷川町下水道事業特別会計予算について
- 日程第23 議案第25号 第3期氷川町地域福祉計画の策定について
- 追加日程第1 議案第26号 平成30年度氷川町一般会計補正予算（第8号）について
- 追加日程第2 議案第27号 平成30年度氷川町下水道事業特別会計補正予算（第3号）について
- 日程第24 議員派遣の件
- 日程第25 総務文教常任委員会の閉会中の継続調査の申し出について
- 日程第26 産業建設厚生常任委員会の閉会中の継続調査の申し出について
- 日程第27 議会運営委員会の閉会中の継続調査の申し出について

2. 本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

3. 出席議員は次のとおりである。（12名）

1番 西尾正剛	2番 木下厚
3番 河口涼一	4番 清田一敏
5番 長尾憲二郎	6番 吉川義雄
7番 上田俊孝	8番 三浦賢治
9番 米村洋	10番 松田達之
11番 片山裕治	12番 上田健一

4. 欠席議員はなし。

5. 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

事務局長 草野信一 書記 畑野照美

6. 説明のため出席した者の職氏名

町長	藤本一臣	副町長	平逸郎
教育長	太田篤洋	総務課長	陳野信次
企画財政課長	濤岡美智代	税務課長	西田美子
町民環境課長	野田俊明	健康福祉課長	山本昭義
農業振興課長	前田昭雄	農地整備課長	尾村幸俊
建設下水道課長	前崎誠	総務振興課長	稲田和也
商工観光課長	平山早苗	会計管理者	橋本智明
学校教育課長	岩本博美	生涯学習課長	増永光幸
農業委員会事務局長	星田達也	代表監査委員	島田博行

開議 午前10時00分

-----○-----

○議長（上田健一君） おはようございます。これから本日の会議を開きます。

-----○-----

日程第1 各常任委員会の審査報告について

○議長（上田健一君） 日程第1、各常任委員会の審査報告についてを議題とします。

これから各常任委員会における審査の経過並びに結果について、各常任委員長の報告を求めます。

総務文教常任委員長、清田一敏君。

○総務文教常任委員長（清田一敏君） 皆さん、おはようございます。

総務文教常任委員会の審査報告を申し上げます。

当委員会に付託されました案件につきまして、委員会における審査の経過並びに結果について、ご報告申し上げます。

当委員会に付託されました案件は、条例6件、予算2件であります。

当委員会は、3月12日、役場2階大会議室で関係課長より説明を求めながら審査を行いました。

議案第4号、氷川町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例については、質疑及び意見はなく、採決の結果、全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第5号、氷川町報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例については、特別職の報酬等の引き上げに関して、特別職報酬等審議会が開かれたと思うが、結果はどうだったのかという質問に対して、8名の委員による審議会を2月に開催した。現在、報酬額について31町村ある中で中位にあり、同類団別の4町村の中では最下位にある。平成28年の熊本地震以来、ずっと据え置いたままでそろそろ上げたらどうかという意見がある中で、景気好転の兆しも感じられない。また、引き上げるための十分な要素も持ち合わせていないので、住民に対して十分な説明がつかないという観点から、報酬額は据え置きとなり、一時金の0.05月分の引き上げについては妥当となったと答えました。

採決の結果、全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第6号、氷川町長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例については、質疑及び意見はなく、採決の結果、賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第7号、氷川町一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例については、勤勉手当の算定の方法はどうされているか、人事考課は反映して

いるのかという質問に対して、支給率は条例に沿って行い、人事評価については、実施しているが、精度の習熟度が整っていないことから反映していないと答えました。

採決の結果、全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第8号、氷川町職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例について、及び、議案第12号、氷川町総合振興計画策定審議会設置条例の一部を改正する条例については、質疑及び意見はなく、採決の結果、全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第15号、平成30年度氷川町一般会計補正予算（第7号）については、繰越明許費補正の説明があったが、町道浄土線及び歩道橋塚田線道路改良事業の遅れた理由の詳細をとの質問に対し、地籍調査に伴う登記処理に時間を要したため、並びに事業を進める中で関係地権者との相続登記等に時間を要し、年度内完了を見込めなかったためと答え、その中でも1年間にこれだけの工事をやるとした上で当初予算を計上し、議決してもらっている。地震の影響、専門的職員が少ない中ではあるが、技術面の未熟さ、力量不足、工事の難しさも感じている。しかしながら、年度内に工事を進めていく上では、今後も指導を徹底していかなくてはならないと答えました。

また、振興局費の地域おこし協力隊の報酬は、全て未執行による減額かとの質問に対し、10月からの移住定住支援と特産加工販路拡大で2名の募集を行っており、2件ほど応募があったが、途中で取り下げられた。引き続き、ホームページ専用サイトのJOIN等で周知し、募集をかけてきたが、結果的に応募がなかったため、共済費、活動助成金等もあわせて減額した。特別交付税措置であり、報酬等も交付税にあわせた設定をしているが、今後の募集では、他市町村も参考にした上で、子育て支援等の充実など、町のPRもあわせて発信していきたいと答えました。

次に、議案第20号、平成31年度氷川町一般会計予算について、歳入においては、町税の未申告者と滞納についてどのような取り組み、対策をされているのかの質問に対し、未申告者については、まず把握をする必要があるため、関係機関への調査を行い、今年度は3回、対象者へ通知した。また、法人については、税務署と連携している。滞納対策については、平成25年度よりシステムを導入し、滞納の管理を行っているところで、平成27年度から熊本県、29年度からはほかの自治体との併任徴収の協定を締結し、業務を進めている。また、預金、動産、不動産等の差し押さえや、合同公売会へ参加している。なお、平成31年度は、本町で合同公売会を実施予定であると答えました。

次に、地方交付税は算定替により減額されていくということだったが、前年度よ

り増額されている理由はの質問に対し、合併算定替段階的縮減の4年目となり、30年度より減額の見込みであるが、起債の交付税措置等を試算し、見込んだ額であると答えました。

歳出においては、債務負担行為の公共施設個別計画策定業務委託についての内容はの質問に対し、平成28年度に公共施設等総合管理計画を作成しており、町にある施設の洗い出しを行い、面積や築年数、老朽化具合、耐震状況、施設の活用等を調査し、維持管理の基本方針を定めた。これが全体的な計画であり、今度は施設ごとの計画を行うものであります。まず、31年度に施設の老朽化診断等を行い、32年度はそれに基づき、統廃合、廃止も含めての計画策定を行うこととしていると答えました。

次に、総務管理費、一般管理費、賃金の内容はの質問に対し、臨時職員については、一般職に職員4名12カ月分と、保健師1名6カ月分の育児休業の補充分とし、マイクロバスについては、4時間までで5,000円の23名分、4時間を超える場合が1万円の138名分となると答え、また、樹木手入れ委託料は、役場内の樹木は少なくなったが、前年度より多く計上されている理由はの質問に対し、こちらは、役場のみではなく、役場、文化センター、竜翔センター、健康センターの樹木分で、毎年予算の範囲内で優先順位をつけて実施していると答えました。

次に、行政区活動活性化交付金の内容はの質問に対し、これまでの地区活性化交付金、住民主役のまちづくり補助金、地区館交付金の3つの交付金事業制度があったが、目的はいずれもまちづくりのための事業であったため、これを一本化にとりまとめたもの。一部見直しをし、納税報償金を廃止し、新たにごみ減量化のための減量活動資金と、特定健診受診率を上げるための交付金としてメニューを見直し、これまでの3つの補助金の同一の金額で収まるぐらいで事業を考えなおしたと答えました。

次に、教育費国庫補助金の国宝重要文化財等保存整備費補助金の歳出内容はの質問に対し、大野窟の災害復旧分、後年に残し、公有化するための野津古墳群調査委託、並びに土地の一部購入費、また、まちづくり酒屋の美装化工事の補助金分で工事監理委託料と工事請負費となると答え、また、美装化工事とはどうされるのかの質問に、国の登録文化財になっており、今年度、地震被害による外壁の漆喰、屋根瓦等の補修をした。31年度は内装部分となり、正門は屋根瓦、壁の漆喰の補修、内部では壁紙の破損修理、建具等の補修となると答えました。

また、集配金手数料の内容の質問に対し、現在、肥後銀行を指定金融機関としているが、新年度より10分700円の手数料を徴収されることとなった。宮原支店から本庁に来て、宮原振興局、それからまた宮原支店に戻る過程で、1日を35分

として、月20日分、12カ月分と消費税を計上したと答えました。

次に、消防施設費の消防小型動力ポンプとポンプ整備費交付金の内容はの質問に対し、ポンプは柳の江区と鹿島区の2台を予定している。購入においては、更新という形で、導入から15年で買い替える。整備交付金については、各分団各部にメンテナンスとして、各部2万3,000円を計上していると答えました。

次に、小学校費、学校管理費の修繕料の内容はの質問に対し、各学校一律に90万円と、宮原小がプールのろ過機へのヘアーキャッチャー修繕と、遮光カーテンの修繕、西部小についてはジャングルジム付きすべり台の塗装、東小は登り棒の塗装及び低学年棟の雨漏りの修繕料になると答え、また、教育振興費の就学援助費は就学前に受給できるようにと以前お尋ねしたが、どうなっているのかの質問に対し、先日の教育委員会で要綱の改正を図った。平成32年度該当者から適用になるので、31年度に予算計上していると答えました。

次に、公民館管理人業務委託料の内容はの質問に対し、機構改革に伴い学校教育課が移転するために受付管理を委託するものと答えました。

採決の結果、全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決しました。

当委員会に付託されました案件は以上であります。各議員におかれましては、当委員会の決定にご賛同をいただきますようお願い申し上げまして、総務文教常任委員会の審査報告を終わります。

○議長（上田健一君） 吉川議員。

○6番（吉川義雄君） 委員長報告で大事な点が1つもれています。議案第15号、平成30年度氷川町一般会計補正予算については、審議内容だけ「と答えました。」で終わっています。採決の結果が書いてありません。報告ありませんでした。採決の結果を付け加えていただきたいというふうに思います。

それから、議案第。

〔「議長、暫時ちょっと休憩して」と呼ぶ者あり〕

○議長（上田健一君） 暫時休憩します。

-----○-----

休憩 午前10時15分

再開 午前10時29分

-----○-----

○議長（上田健一君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

ただいまの総務文教常任委員長より修正の申し出がありましたので、再度説明を願います。

○総務文教常任委員長（清田一敏君） それでは、すみませんが、字句の読み間違いと、

それから大事な点がもれている部分がありましたので、一応修正をさせていただきます。

まず、2ページの議案第5号でございますが、私が、すみません、読み間違いで「賛成多数」を「全員賛成」と読んだそうでございますので、お詫びいたしまして、修正をさせていただきます。「賛成多数」が正解でございます。

それから、議案第15号、審議の内容についてはそのままでございますが、採決の結果がもれておりました。「採決の結果、全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決しました。」、これを挿入お願いいたします。

すみません、ご迷惑をおかけしました。

○議長（上田健一君） 次に、産業建設厚生常任委員長、片山裕治君。

○産業建設厚生常任委員長（片山裕治君） 皆さん、おはようございます。

産業建設厚生常任委員会審査報告。当委員会に付託されました案件につきまして、委員会における審査の経過並びに結果についてご報告申し上げます。

当委員会に付託されました案件は、条例5件、予算10件、その他1件であります。

当委員会は、3月11日、役場2階大会議室で関係課長より説明を求めながら議案審査を行いました。

議案第9号、氷川町福祉センター等条例の一部を改正する条例についてから、議案第25号、第3期氷川町地域福祉計画の策定についてまでの全ての付託案件を採択の結果、全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、質疑について報告します。

議案第9号、氷川町福祉センター等条例の一部を改正する条例について、質疑、意見はありませんでした。

議案第10号、氷川町長寿祝金支給条例の一部を改正する条例については、支給額と記念品は何かの質問に対し、支給額5万円と、平成30年度対象者は6名、記念品として表彰状と花束ですと答えました。

議案第11号、氷川町国民健康保険税条例の一部を改正する条例については、被保険者に限度額が変わることで影響はどれくらいあるのかの質問に対し、試算では97世帯から87世帯となり、87世帯が影響しますと答えました。

議案第13号、氷川町森林環境譲与税基金条例の制定については、事業とは何かの質問に対し、平成31年度から森林環境税に先行して譲与税が譲与されます。私有の人工林が対象で、経営管理がされていない森林を対象に意向調査をします。その後、経営管理の申し出があった森林について、経営管理権を町に委託してもらい、森林整備を進めます。また、69万2,000円の内容はの質問では、意向調査の

消耗品、郵便料の残りは基金に積み立てますと答えました。

議案第14号、氷川町有住宅条例の制定については、現在39棟の中で何世帯入居なのかの質問では、20世帯の入居となっていると答えました。また、4月1日に施行となるが、一回退去する必要があるのかの質問では、地域支え合いセンターが再建の方向で相談やお手伝いをされています。野津、鹿島が7月8日、島地が8月29日までの1年延長された人は、それまでは入居できますが、原則的には3年で住宅再建し、入居の期限となりますと答えました。また、入居者で小学校に入学する世帯が学校の校区を心配されている。方向性を協議し、進めてほしいと意見があった。また、入居にあたり同居の条件はあるのかの質問では、1DKと2DKの部屋は单身でも入居可能、3DKは同居が必要となりますと答えました。今後の入居の事業はいつ頃かの質問では、仮設団地本設工事の発注を6月に、10月に募集し、10月に入居可能としたいと答えました。また、工事に伴う引っ越しが必要なのかの質問では、水道管埋設、塗装の工事と、住居部分は洗濯機の目隠しなどで、入居のままで行いますと答えました。

議案第15号、平成30年度氷川町一般会計補正予算（第7号）についてから、議案第19号、平成30年度氷川町下水道事業特別会計補正予算（第2号）について、質疑、意見はありませんでした。

議案第20号、平成31年度氷川町一般会計予算については、まず歳出について、農業委員会費、荒廃農地等利活用補助金が計上されているが、耕作放棄地面積はどれくらいかと、解消対策はあるのかの質問に対し、面積は100ヘクタールほどです。今後は、耕作できないところは非農地化の手続きを進めると答えました。

次に、民生費、委託料の地域支え合いセンターの活動はの質問に対し、5人の職員で仮設やみなし住宅入居者の相談などを行っている と答えました。

扶助費の高齢者等福祉タクシー実証実験事業とは何かの質問に対し、75歳以上の世帯で住民税非課税世帯にタクシーチケット1人当たり年間1万2,000円、24枚綴り、交付予定です。対象者は664人を予定していますと答えました。

次に、高齢者福祉費、委託料の食の自立支援事業とは何かの質問に対し、昼と夜の食事を個人負担1食300円で、65歳以上の料理ができない、買物ができない、ひとり暮らし世帯などに届けていますと答えました。

次に、保育所費、委託料の労働者派遣委託料は何人かの質問に対し、常勤4人で、保育士3人、給食1人ですと答えました。

次に、負担金補助及び交付金の一時預かり事業補助金とは何かの質問に対し、幼稚園が新制度に移行したための補助金で、東光幼稚園分として500万円、ひかわ幼稚園分として350万円を見込んでいますと答えました。

次に、塵芥処理費、委託料の収集委託料の増額の理由は何かの質問に対し、人件費の単価の増によるものと答えました。また、負担金補助及び交付金の生ごみ処理機購入費助成金は100台の予定か、また住民への周知方法はどのようなのかの質問に対し、一般家庭用で100台、事業所用で5台を見込んでいます。減量化のお願いに地域担当職員が地区の総会等に回っています。全課の職員にも依頼したと答えました。

次に、農業振興費、負担金補助及び交付金のいぐさ・畳表生産体制強化支援対策事業負担金で、いぐさ苗移植機の要望はどのようなのかの質問に対し、製造メーカーに要望しているところだと答えました。また、農業収入安定化事業補助金の件数はどの質問に対し、平成29年度実績で、果樹31件、園芸施設219件、家畜7件だと答えました。また、産地パワーアップ事業の内容はどの質問に対し、ブロッコリーの育苗施設5棟、約4,200平方メートルだと答えました。また、農産加工研修センター費、委託料で管理はどこがしているのか、活用はあるのかの質問に対し、管理はまちづくり振興会です。今後、特産品加工センターとあわせて検討していきますと答えました。

次に、林業振興費の中で平成30年度に購入した罫の数と実績はどの質問に対し、22基で、9月まで鹿3頭捕獲となっていますと答えました。

次に、商工業振興費、負担金補助及び交付金の街路灯補助金とは何かと、街路灯の要望があったのかの質問に対し、電気代の2分の1の補助です。LED化を商工会が要望されています。1万円以上の修繕の場合は、2分の1の補助があり、検討されていますと答えました。

次に、土木総務費、負担金補助及び交付金の危険ブロック塀等安全確保支援事業補助金は通学路が対象かの質問に対し、町では、国道、県道、町道の通学路に面したところを対象に考えている。136万円の限度額で、5件分を予定している。撤去だけでも可能ですと答えました。

次に、道路橋梁総務費、委託料の長寿命化橋梁点検委託料は何かの質問に対し、5年ごとの調査で、平成30年度まで351件の点検が完了しています。平成31年度から二巡目となり、351橋のうち、平成31年度は63橋の目視点検を委託すると答えました。

○9番(米村 洋君) あのね、いい、今、この20号のね、ところで、1つね、一般家庭用で100台と事業所用で5台って言っていたんだけど、50台なの、これ、50台って書いてある。5台って言った。

○産業建設厚生常任委員長(片山裕治君) 失礼しました。皆さんのお手元にお配りしているのでは50台と書いてあるんですけども、実際5台でしたので、訂正させて

いただきます。

○9番（米村 洋君） 50台だったんだけど、それ訂正で5台だね。

○産業建設厚生常任委員長（片山裕治君） すみません、はい。確認しとけばよかったですけど。

○議長（上田健一君） 再開します。

○産業建設厚生常任委員長（片山裕治君） 議案第21号、平成31年度氷川町国民健康保険特別会計予算についてから、議案第25号、第3期氷川町地域福祉計画の策定について、質疑、意見はありませんでした。

質疑、意見については以上でした。各議員におかれましては、当委員会の決定にご賛同をいただきますようお願い申し上げまして、産業建設厚生常任委員会の報告を終わります。

○議長（上田健一君） 以上で、各常任委員長の報告は終わりました。

これから各常任委員長の報告に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上田健一君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

-----○-----

日程第2 議案第4号 氷川町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について

○議長（上田健一君） 日程第2、議案第4号、氷川町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上田健一君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第4号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（上田健一君） 起立全員です。したがって、議案第4号は、委員長報告のとおり可決されました。

-----○-----

日程第3 議案第5号 氷川町報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について

○議長（上田健一君） 日程第3、議案第5号、氷川町報酬及び費用弁償に関する条例

の一部を改正する条例についてを議題とします。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上田健一君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第5号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（上田健一君） 起立多数です。したがって、議案第5号は、委員長報告のとおり可決されました。

-----○-----

日程第4 議案第6号 氷川町長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について

○議長（上田健一君） 日程第4、議案第6号、氷川町長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上田健一君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第6号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（上田健一君） 起立多数です。したがって、議案第6号は、委員長報告のとおり可決されました。

-----○-----

日程第5 議案第7号 氷川町一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例について

○議長（上田健一君） 日程第5、議案第7号、氷川町一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例についてを議題とします。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上田健一君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第7号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成

の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（上田健一君） 起立全員です。したがって、議案第7号は、委員長報告のとおり可決されました。

-----○-----

日程第6 議案第8号 氷川町職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例について

○議長（上田健一君） 日程第6、議案第8号、氷川町職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上田健一君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第8号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（上田健一君） 起立全員です。したがって、議案第8号は、委員長報告のとおり可決されました。

-----○-----

日程第7 議案第9号 氷川町福祉センター等条例の一部を改正する条例について

○議長（上田健一君） 日程第7、議案第9号、氷川町福祉センター等条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上田健一君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第9号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（上田健一君） 起立全員です。したがって、議案第9号は、委員長報告のとおり可決されました。

-----○-----

日程第8 議案第10号 氷川町長寿祝金支給条例の一部を改正する条例について

○議長（上田健一君） 日程第8、議案第10号、氷川町長寿祝金支給条例の一部を改

正する条例についてを議題とします。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上田健一君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第10号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（上田健一君） 起立全員です。したがって、議案第10号は、委員長報告のとおり可決されました。

-----○-----

日程第9 議案第11号 氷川町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について

○議長（上田健一君） 日程第9、議案第11号、氷川町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上田健一君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第11号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（上田健一君） 起立多数です。したがって、議案第11号は、委員長報告のとおり可決されました。

-----○-----

日程第10 議案第12号 氷川町総合振興計画策定審議会設置条例の一部を改正する条例について

○議長（上田健一君） 日程第10、議案第12号、氷川町総合振興計画策定審議会設置条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上田健一君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第12号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（上田健一君） 起立全員です。したがって、議案第12号は、委員長報告のとおり可決されました。

-----○-----

日程第11 議案第13号 氷川町森林環境譲与税基金条例の制定について

○議長（上田健一君） 日程第11、議案第13号、氷川町森林環境譲与税基金条例の制定についてを議題とします。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上田健一君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第13号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（上田健一君） 起立全員です。したがって、議案第13号は、委員長報告のとおり可決されました。

-----○-----

日程第12 議案第14号 氷川町有住宅条例の制定について

○議長（上田健一君） 日程第12、議案第14号、氷川町有住宅条例の制定についてを議題とします。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上田健一君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第14号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（上田健一君） 起立全員です。したがって、議案第14号は、委員長報告のとおり可決されました。

-----○-----

日程第13 議案第15号 平成30年度氷川町一般会計補正予算（第7号）について

○議長（上田健一君） 日程第13、議案第15号、平成30年度氷川町一般会計補正予算（第7号）についてを議題とします。

これから討論を行います。討論ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（上田健一君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第15号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（上田健一君） 起立全員です。したがって、議案第15号は、委員長報告のとおり可決されました。

-----○-----

日程第14 議案第16号 平成30年度氷川町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について

○議長（上田健一君） 日程第14、議案第16号、平成30年度氷川町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）についてを議題とします。

これから討論を行います。討論ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（上田健一君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第16号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（上田健一君） 起立全員です。したがって、議案第16号は、委員長報告のとおり可決されました。

-----○-----

日程第15 議案第17号 平成30年度氷川町介護保険特別会計補正予算（第4号）について

○議長（上田健一君） 日程第15、議案第17号、平成30年度氷川町介護保険特別会計補正予算（第4号）についてを議題とします。

これから討論を行います。討論ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（上田健一君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第17号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（上田健一君） 起立全員です。したがって、議案第17号は、委員長報告のとおり可決されました。

-----○-----

日程第16 議案第18号 平成30年度氷川町後期高齢者医療特別会計補正予算
(第2号) について

○議長（上田健一君） 日程第16、議案第18号、平成30年度氷川町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）についてを議題とします。

これから討論を行います。討論ありませんか。

[[「なし」と呼ぶ者あり]]

○議長（上田健一君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第18号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（上田健一君） 起立全員です。したがって、議案第18号は、委員長報告のとおり可決されました。

-----○-----

日程第17 議案第19号 平成30年度氷川町下水道事業特別会計補正予算（第2号）について

○議長（上田健一君） 日程第17、議案第19号、平成30年度氷川町下水道事業特別会計補正予算（第2号）についてを議題とします。

これから討論を行います。討論ありませんか。

[[「なし」と呼ぶ者あり]]

○議長（上田健一君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第19号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（上田健一君） 起立全員です。したがって、議案第19号は、委員長報告のとおり可決されました。

-----○-----

日程第18 議案第20号 平成31年度氷川町一般会計予算について

○議長（上田健一君） 日程第18、議案第20号、平成31年度氷川町一般会計予算

についてを議題とします。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上田健一君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第20号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（上田健一君） 起立全員です。したがって、議案第20号は、委員長報告のとおり可決されました。

-----○-----

日程第19 議案第21号 平成31年度氷川町国民健康保険特別会計予算について

○議長（上田健一君） 日程第19、議案第21号、平成31年度氷川町国民健康保険特別会計予算についてを議題とします。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上田健一君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第21号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（上田健一君） 起立多数です。したがって、議案第21号は、委員長報告のとおり可決されました。

-----○-----

日程第20 議案第22号 平成31年度氷川町介護保険特別会計予算について

○議長（上田健一君） 日程第20、議案第22号、平成31年度氷川町介護保険特別会計予算についてを議題とします。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上田健一君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第22号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（上田健一君） 起立全員です。したがって、議案第22号は、委員長報告のとおり可決されました。

-----○-----

日程第21 議案第23号 平成31年度氷川町後期高齢者医療特別会計予算について

○議長（上田健一君） 日程第21、議案第23号、平成31年度氷川町後期高齢者医療特別会計予算についてを議題とします。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上田健一君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第23号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（上田健一君） 起立全員です。したがって、議案第23号は、委員長報告のとおり可決されました。

-----○-----

日程第22 議案第24号 平成31年度氷川町下水道事業特別会計予算について

○議長（上田健一君） 日程第22、議案第24号、平成31年度氷川町下水道事業特別会計予算についてを議題とします。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上田健一君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第24号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（上田健一君） 起立全員です。したがって、議案第24号は、委員長報告のとおり可決されました。

-----○-----

日程第23 議案第25号 第3期氷川町地域福祉計画の策定について

○議長（上田健一君） 日程第23、議案第25号、第3期氷川町地域福祉計画の策定についてを議題とします。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上田健一君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第25号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（上田健一君） 起立全員です。したがって、議案第25号は、委員長報告のとおり可決されました。

ここでしばらく休憩します。11時5分より会議を開きますので、10分間休憩します。

-----○-----

休憩 午前10時56分

再開 午前11時05分

-----○-----

○議長（上田健一君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

ただいま、町長から議案第26号及び議案第27号が提出されました。

お諮りします。これを日程に追加し、追加日程第1から追加日程第2として議題にしたいと思えます。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上田健一君） 異議なしと認めます。

したがって、これを日程に追加し、追加日程第1、追加日程第2として議題とすることに決定しました。

-----○-----

追加日程第1 議案第26号 平成30年度氷川町一般会計補正予算（第8号）について

追加日程第2 議案第27号 平成30年度氷川町下水道事業特別会計補正予算（第3号）について

○議長（上田健一君） 追加日程第1、議案第26号、平成30年度氷川町一般会計補正予算（第8号）について、追加日程第2、議案第27号、平成30年度氷川町下水道事業特別会計補正予算（第3号）についてを一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。

企画財政課長、濤岡美智代君。

○企画財政課長（濤岡美智代君） 議案第26号、平成30年度氷川町一般会計補正予算（第8号）について、ご説明いたします。

平成30年度氷川町一般会計補正予算（第8号）を別紙のとおり定めるため、地方自治法第96条第1項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

予算書を開けていただきまして、1ページをご覧ください。第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,865万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ77億8,703万1,000円とする補正予算でございます。

6ページをご覧ください。歳入です。70款、県支出金、10項、県補助金、15目、衛生費県補助金、5節、保健衛生費補助金1,865万9,000円は、熊本地震災害廃棄物処理基金補助金でありまして、これは熊本地震における災害廃棄物処理に係る町の負担を軽減するため交付されるものです。

7ページをご覧ください。歳出になります。10款、総務費、5項、総務管理費、55目、減債基金費、25節、積立金に歳入と同額を計上しております。熊本地震災害廃棄物処理基金補助金の交付対象経費が災害対策債の元利償還金となっていることから減債基金に積み立て、平成32年度からの償還に充当するものです。

以上で、議案第26号の説明を終わります。

○議長（上田健一君） 建設下水道課長、前崎誠君。

○建設下水道課長（前崎 誠君） それでは、議案第27号、平成30年度氷川町下水道事業特別会計補正予算（第3号）について、ご説明いたします。

平成30年度氷川町下水道事業特別会計補正予算（第3号）を別紙のとおり定めるため、地方自治法第96条第1項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

補正予算書を開けていただきまして、1ページをご覧ください。第1条、歳入歳出予算の款、項の区分及び当該区分ごとの金額は、第1表、歳入歳出予算補正によります。

歳入歳出予算については、補正額はありません。

6ページをご覧ください。

5款、5目、公共下水道事業費、5目、総務管理費、27、公課費86万5,000円の補正理由としまして、下水道特別会計において、前事業年度、平成29年度の消費税申告を平成30年度に実施し、163万5,800円を消費税及び地方消費税として納入しました。消費税納入額が48万円（地方消費税を除く）を超えて納税した場合、翌事業年度、平成30年度分については、前年納税額の半額を中間申告し、納税する必要があるため、今回補正するものです。

10目、公共下水道維持費、13、委託料86万5,000円は、実績に基づき減額するものです。

以上で、議案第27号、平成30年度氷川町下水道事業特別会計補正予算（第3号）についてのご説明を終わります。

○議長（上田健一君） 説明が終わりました。

これから議案第26号の質疑を行います。

質疑ありませんか。

西尾正剛君。

○1番（西尾正剛君） 一般会計のほうですが、歳出のほうはですね、今、企画財政課長のほうから減債基金のほうの積立金ということで説明がありましたので、わかりました。これ何で財政調整基金のほうに積まないのかなというふうに思ったんですが、逆に今度は歳入のほうでですね、この県補助金というので、これ熊本地震ということで当初予定していなかったとか、そういった部分もあろうかと思いますが、通常でしたら県補助金あたりについては内示とかが早々と出てて、こういった1,800万きますというようなことが早めにわかると思うんですけども、これも3月の7日に提案じゃなくて、なぜ今になったのかなというふうに思うんですが、課長のほうからとか、ご説明をお願いしたいと思います。

○議長（上田健一君） 町民環境課長、野田俊明君。

○町民環境課長（野田俊明君） この熊本地震災害廃棄物処理基金制度というものはですね、そもそも国のほうが再生可能エネルギー等導入推進基金事業といたしまして、通称「グリーンニューディール基金」と申します。自然エネルギーや地球温暖化に対する公共投資ということでですね、新たな雇用や経済成長を生み出そうという政策を進めておりまして、アメリカを皮切りにですね、日本でも進んでおります。日本でもですね、環境省が平成21年度にこの基金を創設しております。その後、東日本大震災とかですね、原子力発電所の事故等が発生したことにより、東北地方のみならず、全国的にですね、地震や台風等による大規模の災害に備え、災害に強く、環境負荷の小さい地域づくりを目的として広く活用されております。

熊本地震でもこの基金を活用することとなり、県が熊本地震災害廃棄物処理基金補助金交付要綱をですね、本年の2月27日に制定をしたところでございます。今回、県内の18市町村がですね、基金の補助の対象予定となっております。この度、そのうちの半数、9自治体というふうに聞いておりますけれども、市町村の補助金の交付限度額が確定しました。その旨の通知がですね、今回ございまして、今回歳入として計上させていただいているところでございます。

以上です。

○議長（上田健一君） ほかに質疑ありませんか。よろしいですか。

じゃあ、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上田健一君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第26号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（上田健一君） 起立全員です。したがって、議案第26号は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第27号の質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上田健一君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上田健一君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第27号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（上田健一君） 起立全員です。したがって、議案第27号は、原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第24 議員派遣の件

○議長（上田健一君） 日程第24、議員派遣の件を議題とします。

お諮りします。議員派遣の件については、お手元に配付のとおり派遣することにしたいと思えます。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上田健一君） 異議なしと認めます。

したがって、議員派遣の件は、お手元に配付のとおり派遣することに決定しました。

-----○-----

日程第25 総務文教常任委員会の閉会中の継続調査の申し出について

○議長（上田健一君） 日程第25、総務文教常任委員会の閉会中の継続調査の申し出についてを議題とします。

総務文教常任委員長から、会議規則第75条の規定によって、お手元に配りまし

た調査活動に関する事項について、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上田健一君） 異議なしと認めます。

したがって、委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

-----○-----

日程第26 産業建設厚生常任委員会の閉会中の継続調査の申し出について

○議長（上田健一君） 日程第26、産業建設厚生常任委員会の閉会中の継続調査の申し出についてを議題とします。

産業建設厚生常任委員長から、会議規則第75条の規定によって、お手元に配りました調査活動に関する事項について、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上田健一君） 異議なしと認めます。

したがって、委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

-----○-----

日程第27 議会運営委員会の閉会中の継続調査の申し出について

○議長（上田健一君） 日程第27、議会運営委員会の閉会中の継続調査の申し出についてを議題とします。

議会運営委員長から、会議規則第75条の規定によって、お手元に配りました本会議の会期日程等、議会の運営に関する事項について、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上田健一君） 異議なしと認めます。

したがって、委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

これで、本日の日程は全部終了しました。

町長から閉会にあたっての挨拶の申し出があります。

町長、藤本一臣君。

○町長（藤本一臣君） 閉会にあたりまして、一言御礼を申し上げたいというふうに思っています。

本定例会に提案をいたしました議案につきましては、慎重にご審議を賜り、全議案につきまして円満なご決定をいただきましたこと、誠にありがとうございました。

施政方針で述べましたとおり、平成31年度も将来の氷川町を展望し、持続可能な基礎自治体としての礎を築くべく、新規及び継続で取り組む事業、いずれもその成果を得るために果敢に挑戦をしてみたいというふうに思っております。

今、熊本県では、漫画「ONE PIECE」の作者であります尾田栄一郎氏の功績と復興支援へのご尽力を称え、「ONE PIECE」連携復興応援事業を推進されております。県庁のプロムナードに主人公ルフィ像を設置するとともに、麦わらの仲間たち7人の像を被災した各地に設置するという事で募集をされました。

氷川町は、それには応募をいたしておりません。その理由は、2点ございます。

1点目の理由でございますけれども、熊本地震により被災した県内の市町村、そのうち氷川町を含む16の市町村で仮設住宅を建設されました。それだけひどいですね、被災があった市町村が16あるということでございます。その中でも、氷川町よりも被災程度の大きい市町村が多数ございました。そういった被災の大きい市町村にこの仲間たちの像を立てるべきという思いで私どもは応募を控えたところがあります。

2点目の理由でございますけれども、熊本地震からの復旧・復興につきまして、それぞれ被災した市町村は、他の自治体からの応援をですね、受け入れをされました。ただ、私ども氷川町はですね、他の自治体からの人的支援には頼らず、役場の職員、社協の職員、土地改良の職員のみで事務事業に取り組んできたところでありまして、全ての復興事業を完了させたところがあります。彼らこそがまさにルフィであり、麦わらの仲間たちそのものであります。そして、モニュメントではなく、意志と行動力を持った彼らがこれからもですね、更なる復興に向けて、あるいは町の発展に向けて頑張ってくれるものという期待をいたしているところでもありますし、その確信をしているところでもあります。

そういった意味で、あえてこの像のですね、設置には手を挙げなかったということでございます。来月の今頃はですね、たぶん7つの市町村の像の決定があるものというふうに思っておりますが、そこでまたいろんな話題が出てくるというふうに思っております。ぜひ議員の皆様方、また町民の皆様方も、そういった理由で氷川町はこの事業に手を挙げなかったということですね、ぜひご理解をしていただ

きたいというふうに思います。

今朝はですね、15日、町民一斉あいさつ運動の日でございました。私も宮原小学校のほうに行かせていただきました。子どもたちがですね、校門の前で立ち止まって、一礼をして、そして挨拶をして学校に入っていき姿を目の当たりにいたしました。これは、宮原小に限らず、5つの小中学校全てですね、子どもたちはそういった行動をとっております。本当に素晴らしいことでありまして、これにつきましてはですね、学校運営協議会の皆様方の、いわゆる周りの地域の皆様方のご支援もたくさんあるのかなというふうに思っておりますし、民生児童委員の皆様方もですね、一緒になってですね、挨拶をしていただいております。本当に素晴らしい連携がとれているなという思いでございまして、この連携をですね、これから更に加速をさせていきたいなというふうに思いますし、町民全ての皆様方がですね、それぞれのですね、街角で互いに挨拶ができる素晴らしい町になればなというふうに願っているところであります。

今後も、3月の22日に小学校の卒業式、23、24日はですね、氷川まつりを竜北公園のほうで行います。議員の皆様方にも大変お忙しい中でございますけれども、ぜひ行事のほうにもですね、ご参加をいただきますようよろしくお願い申し上げます。

平成30年度もあと半月あまりで年度末を迎えるわけでございます。本定例会でいただきましたそれぞれのご意見等につきましては、来年度以降のですね、町政運営に反映をさせていきたいというふうに思っておりますし、施策の展開につきましても、職員一同一丸となってですね、これからも取り組んでまいりたいというふうに思っております。議員各位の更なるご支援とご協力をよろしくお願い申し上げます。

なお、気候不順の折から、どうぞご自愛の上、それぞれのお立場でご活躍をされることをご祈念申し上げまして、御礼の言葉といたします。

お世話になりました。

○議長（上田健一君） これで会議を閉じます。

平成31年第2回氷川町議会定例会を閉会します。

-----○-----

閉会 午前11時22分

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

平成 年 月 日 氷川町議会議長 上 田 健 一

平成 年 月 日 氷川町議会議員 吉 川 義 雄

平成 年 月 日 氷川町議会議員 上 田 俊 孝